

議第36号

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年呉市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の2 管理者は、第2条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に次の水道施設（これらに関連する施設及び設備（<u>広島県から事務委託を受けている施設及び附属設備を含む。</u>）を含む。）の管理を行わせることができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条の2 管理者は、第2条に規定する事業の効果的な運営のために必要があると認められるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に次の水道施設（これらに関連する施設及び設備（<u>広島県水道広域連合企業団から事務委託を受けている施設及び附属設備を含む。</u>）を含む。）の管理を行わせることができる。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>2 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により、水道事業等及び下水道事業の業務に従事する職員（以下「企業職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超える場合とする。</p>	<p>2 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により、水道事業等及び下水道事業の業務に従事する職員（以下「企業職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円を超える場合とする。</p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島県水道広域連合企業団が設立されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。